

ひたちなか市教育委員会会議録

令和5年 第5回 ひたちなか市教育委員会 3月臨時会 会議録					
令和5年3月29日(水)		開会 午後4時00分		閉会 午後4時45分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室3				
○出席委員	教育長 野沢 恵子			委員 岡本 修	委員 佐藤 達
○欠席委員		委 員 西野 信弘	委員 朝日 淳子		
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育部長			湯浅 博人	出席
	参事(教育担当)			高橋 重樹	欠席
	総務課長			佐藤 浩之	出席
	学校管理課長			根本 光恵	欠席
	保健給食課長			神永 和代	出席
	参事兼指導課長			飯村 祐一	出席
	青少年課長			金澤 幸浩	出席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	欠席
	○事務局員	総務課係長			二川 和久
総務課主事				山崎 佑太	出席
議案審議等	議案第4号	ひたちなか市子ども読書活動推進会議設置要綱及びひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示制定について【公開】			
	議案第5号	ひたちなか市教育委員会の権限に属する公立幼稚園に関する事務の補助執行に関する規則制定について【公開】			
	議案第6号	ひたちなか市教育委員会の権限に属する公立幼稚園に関する事務の補助執行に係る事務決裁規程制定について【公開】			
	議案第7号	ひたちなか市立学校等の市費支弁職員の職務に関する規則等の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第8号	ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の一部を改正する告示制定について【公開】			
	議案第9号	ひたちなか市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則制定について【公開】			
	議案第10号	ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第11号	ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第12号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第13号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について【公開】			
議案第14号	ひたちなか市立の学校の学校歯科医の委嘱について【非公開】				

令和5年第5回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録

開会 16:00

教 育 長 (あいさつ, 開会の宣言)

**議案第4号 ひたちなか市子ども読書活動推進会議設置要綱及びひたちなか市いじめ問題
対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示制定について**

総務課係長 議案第4号でございます。こちらは2つの要綱をまとめて改正する要綱です。令和5年4月から新たに市の組織に子ども部が設置されます。子どもに関する施策を集約して、集中的に行うため、福祉部、福祉事務所の子どもに関する課が集まり、子ども部ができます。

それに伴いまして、組織の課の名称が変わるということで、福祉部福祉事務所幼児保育課長というところが、子ども部幼児保育課長というように、まとめて改正を行うものでございます。幼児保育課が子ども部幼児保育課、子ども政策課が子ども部子ども政策課に変わります。説明は以上です。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第4号 ひたちなか市子ども読書活動推進会議設置要綱及びひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示制定については、全員一致で可決されました。

**議案第5号 ひたちなか市教育委員会の権限に属する公立幼稚園に関する事務の補助執行
に関する規則制定について**

**議案第6号 ひたちなか市教育委員会の権限に属する公立幼稚園に関する事務の補助執行
に係る事務決裁規程制定について**

総務課係長 議案第5号、第6号をまとめて説明いたします。現在教育委員会で公立幼稚園を、福祉部幼児保育課で公立保育所、私立幼稚園、私立保育園等を所管しており、市民の方からも窓口が別々になっているという声もいただいております。また、年々少子化が進んでいる中で、保育士と幼稚園教諭それぞれの人事管理を行うよりも、1つの組織において一体的に人事管理を行

うことによって、将来的な幼稚園、保育園間の人事交流も視野に入れるということ、事務をまとめることになりました。令和5年4月から、教育委員会が所管している公立幼稚園に関する事務を子ども部幼児保育課に補助執行させるということでございます。補助執行につきましては、権限は教育委員会に残したままで、実務の執行を市長の下の職員に行わせるという、地方自治法の規定に基づいて行うものでございます。

規則の方からご説明いたします。第2条で補助執行について規定しまして、「教育委員会は公立幼稚園に係る次に掲げる事務を、市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする」と記しております。市長の補助機関というのは、言ってみれば市長の手足として働く職員のことを指しております。今回は幼児保育課の職員とその幼児保育課を統括する子ども部の部長、子ども部長を想定しております。主に、今現在教育委員会の学校管理課、総務課で行っている事務に関して、実際の実務を行っていただくものがございます。公立幼稚園の設置・管理・廃止という整備等のハード面、組織としての規定、財産の管理や施設の管理、幼稚園職員の人事の内申ということで、職員の人事異動の原案は幼児保育課に作成していただき、主として教育長決裁となりますが、教育委員会がそれを承認するという形をとります。あとは、幼児の就園並びに入園・転園・退園ということで、幼稚園に入る前の相談と入園の手続、あるいは公立幼稚園から他の公立幼稚園、あるいは私立などへの転園といった相談等も含めまして、実務を行っていただきます。公立幼稚園の保健及び安全に関することということで、例えば、健康診断等を想定しております。その他、備品の整備や幼稚園の予算、調査統計に関することとして、幼稚園に関する県や国からの調査の回答も行っていただきます。第10号の預かり保育に関することということで、今現在、教育時間終了後16時まで行っている預かり保育の事務も幼児保育課に行っていただくこととしております。その他、細かい事務等の運営に関することも、付随するものとして補助執行していただくことといたします。

議案第6号ですが、補助執行に係る事務決裁規程についてです。このことを行ってよいでしょうかと起案を行って、上司の承認を得ることが行政の常であります。この補助執行を行うに当たり、その承認の権限を誰が行うのかを定めたものです。何もなければ教育委員会の教育長あるいは学校管理課長、総務課長となりますが、幼児保育課に補助執行させるということで、資料の3ページにある事項については子ども部長又は幼児保育課長に専決者、決めて良いという権限を与えるものでございます。大きなものについては子ども部長で、庶務的なものについては幼児保育課長をその専決者、承認する者として指定するものでございます。ここに載っているものが

全てではなく、他の庶務的事項、人事に関する事項につきましては、従来の事務決裁規程を使うということを第2条において定めております。

4月からの事務移行に当たりまして、現在各課調整をしております。各課から多くの事務が挙げられておりますが、それらを全て規定するという事は現実的ではないため、規則はそれらを包括するような形で書いております。

幼稚園の事務に関しましては、全てを移管するわけではなく、現在指導課が所管している教育に関する事務につきましては、引き続き教育委員会で行います。公教育に関しては、市長と教育委員会のそれぞれの役割分担として、教育活動に関しては教育委員会が所管するという地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの規定がございますので、そちらについては、引き続き指導課が行うものとします。幼児保育課へ移管するものについては、主に庶務的事項などになります。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第5号 ひたちなか市教育委員会の権限に属する公立幼稚園に関する事務の補助執行に関する規則制定について、議案第6号 ひたちなか市教育委員会の権限に属する公立幼稚園に関する事務の補助執行に係る事務決裁規程制定についての2件は、全員一致で可決されました。

議案第7号 ひたちなか市立学校等の市費支弁職員の職務に関する規則等の一部を改正する規則制定について

議案第8号 ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の一部を改正する告示制定について

総務課係長 議案第7号と第8号も関連がありますので、まとめてご説明いたします。現在、市役所職員の勤務時間につきましては、原則として午前8時30分から午後5時30分までの1日8時間となっております。全国的に見てもこの勤務時間を取っている自治体は、実はひたちなか市を含めて2つと聞いております。大部分は、人事院勧告に基づいた国家公務員の基本的な勤務時間と同じ、午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分の勤務時間を取っております。このように、周辺市町村もそういった状況であることから、ひたちなか市の勤務時間も午後5時15分までに15分短縮する勤務時間条例の改正を行いました。実際に勤務時間が変更となるのは、令和5年7月2日からになります。窓口が15分短くなるということで、住民・

市民へ周知する期間を考慮し、4月1日からではなく7月2日からの施行となっております。これに伴いまして、教育委員会の規則、要綱で勤務時間に関係する規定の部分を改正しようとするものです。

議案第7号については、関係する規則を3本まとめております。資料3ページをご覧ください。市費支弁職員の職務に関する規則とあります。第1条にあるように、主に学校や幼稚園に勤務する市費支弁職員、市が給料を払う職員について定めている規則です。第4条におきまして、学校調理員の勤務時間を定めております。午前8時から午後5時までの8時間勤務となっておりますので、午前8時から午後4時45分までの15分短縮した7時間45分にする改正でございます。

4ページは、教育研究所の規則でございます。指導課で所管している教育研究所の開所時間が午前8時30分から午後5時30分までとなっているところを、午後5時15分までに、こちらも15分短縮するものでございます。

5ページは、共同調理場設置管理条例ということで、給食の調理場を規定しているものでございます。こちらも同様に勤務時間を15分短縮するものでございます。

3ページに戻っていただきまして、第4条の「第28条の5第1項」という部分が、「第22条の4第1項」となっております。こちらは、今般4月から地方公務員も定年が延長になることで地方公務員法が改正になりました。それに伴いまして、こちらを引用している条項のずれを改正するものです。

議案第8号は、ひたちなか市青少年相談実施要綱になります。こちらは、青少年課が所管している青少年相談員に関して定めているものです。第3条第2項におきまして、月曜日から金曜日までの相談時間が午後5時30分までとしているところを、同様に15分繰り上げて午後5時15分までとする改正でございます。

【質疑、意見等】

岡本委員 勤務時間が他市町村より15分長いままだったことは、何か要因があったのでしょうか。

総務課長 過去にも時間短縮について話が上がったことがあるのですが、現在1時間とっているお昼休みが15分短くなってしまふなどの反対意見もあったことなどから8時間勤務のままであったと聞いております。

先ほどの説明でもあったように、全国約1700の自治体の中で2つだ

けです。

* 議案第7号 ひたちなか市立学校等の市費支弁職員の職務に関する規則等の一部を改正する規則制定について、議案第8号 ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の一部を改正する告示制定についての2件は、全員一致で可決されました。

議案第9号 ひたちなか市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則制定について

総務課係長 まず、現在の個人情報の保護制度についてご説明いたします。個人情報を一言で言いますと、個人を識別することができる情報ということで、氏名、生年月日、住所等を総称して指すものでございます。現在の日本の法体系制度におきましては、個人情報保護に関する法律がございますが、その法律を市町村あるいは都道府県が直接的に適用を受けているわけではなく、都道府県、地方公共団体は、それぞれ個人情報の保護に努めるものとする旨の規定があるだけになります。その規定を受けまして、地方公共団体ではそれぞれ条例を制定して、義務、権利等を定め、個人情報の保護を図っているところがございます。そのため、ひたちなか市も個人情報の保護に関する条例があり、その施行規則を持っているところですが、個人情報の保護に関する法律が改正になりまして、地方公共団体や国の機関、独立行政法人も直接その法律の適用を受けることとなりました。そのため、それぞれ都道府県、市町村ごとに定めていたものを、おそらくほとんどがこの3月で一斉に廃止となり、4月1日から直接法の適用となります。ただ、全て法律というわけではなく、一部条例で定めるところもございまして、先般12月議会におきまして、ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定いたしました。その中で、市長や教育委員会などがそれぞれの実施機関と定められておりまして、実施機関で定めるべき事項がございます。それが今回の規則の第2条にある、保有個人情報管理者を実施機関でそれぞれ定めるという規定になります。保有個人情報管理者というのは、その組織下において、個人情報の管理に関して統括、指導する職員のことです。第1号が課長職でございます。第2号から第5号までが教育委員会の組織の一部でございまして、それぞれ所長、場長、館長となっております。

個人情報の保護につきましては、学校でも個人情報を扱っております。直接適用となることで、いずれ文部科学省から取扱いについての情報が届くとの連絡が先般ございました。

簡単ではありますが、説明は以上です。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第9号 ひたちなか市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第10号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

総務課係長 議案第10号ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について、資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

こちらの規則は、教育委員会事務局の組織について、どのような組織、課があるのかということや、どのような職員を配置するのかなどについて定めているものになります。この度社会教育主事という職員を新たに教育委員会事務局に配置することになりました。社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言及び指導を与える職となります。社会教育主事の根拠規定は社会教育法になりまして、市町村の教育委員会に置くこととされています。今回、県からの派遣職員を配置することとなりましたので、組織規則の職に追加するものとなります。

また、これに合わせまして、現在は指導主事の職務が「教育指導に当たる。」ということのみですが、指導主事の職務内容を規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文を引用し、具体的に職務を付け加えるよう改めました。

続いて4ページは、各課の事務について定めた別表になります。幼児保育課へ幼稚園の事務を移管することとなりましたので、学校管理課の事務の規定から幼稚園という字句を削除する改正になります。説明は以上です。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第10号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第11号 ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

指導課長 本案件は、令和5年度から市内全校において、5時間授業日を週に2日設けることに伴い、休業日としていた各学校の創立記念日を授業日とすることとし、学校の休業日について定める本規則の条項等を改正しようとするものです。具体的には、3ページでございます新旧対照表のとおり、規則の第3条の第1項第3号を削除するものです。

改正の理由につきましては、先般11月の定例教育委員会で情報を提供させていただきましたが、現在、学校では、学習指導要領が掲げている「新しい時代における子供たちの学びの姿」の実現のために、探究を軸とした学びや課題解決重視型の学びへの変換が求められているところであり、児童生徒や教職員の負担についても考慮することが必要となっております。

そこで、本市におきましては、質の高い学びを保障し、児童生徒と教員の心のゆとりを確保するために、令和5年度より5時間授業日を週に2日設けることにいたしました。本市では、冬休みを短縮する等授業時数を確保していることから、来年度からの教育課程の時数についても、国が定める年間の標準授業時数を下回ることはないと考えております。しかしながら、今後の感染症や非常変災等の影響により、授業時数が不足する事態に備え、併せて今後、5時間授業日を週に3日導入することが可能かを検討することも踏まえ、現在休業日としている創立記念日を授業日としたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

【質疑、意見等】

教育長 授業時数の確保もそうなのですが、創立記念日の在り方についての検討の結果ということでもあると思います。昔は、地域の学校だから地域全体で学校の創立を祝おうという伝統があったかと思いますが、現在は、地域全体で創立記念日を祝うというような時代ではなくなってきております。そのため、学校で子供たちと創立を祝う、またはその歴史を振り返るといった教育的なものとしての創立記念日のこれからの在り方を含むものということではよろしいですか。

指導課長 そういった意見も挙げられています。

*議案第11号 ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第12号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について

青少年課長　本規則は、ひたちなか市放課後児童健全育成事業に関する条例第4条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めています。今回の改正につきましては、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されことに伴い所要の改正を行うとともに、放課後児童支援の有資格者を安定的に確保するためのみなし支援員の経過措置を無期限としようとするものです。

改正の詳細につきましては、4ページから7ページまでの新旧対照表をご覧ください。まず、第3条の2において、第1項で事業所ごとの安全計画の策定、第2項で安全計画の職員への通知及び安全計画に基づく研修及び訓練の定期的な実施、第3項で安全計画の保護者への通知、第4項で安全計画の定期的な見直しを定めております。また、第3条の3で自動車を運行する際の利用者の所在の確認について定めております。次に、第9条の2において、第1項で事業所ごとの業務継続計画の策定の努力義務、第2項で業務継続計画の職員への通知並びに研修及び訓練の定期的な実施の努力義務、第3項で業務継続計画の定期的な見直しの努力義務を定めております。さらに、第10条第2項を一部改正し、職員への感染症及びまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施の努力義務を定めております。また、付則の第3号にある放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置について、毎年1年ごとに定めていたものを無期限に改正しております。この措置により、放課後児童支援員の有資格者であるが研修を受けられない支援員について、「みなし支援員」として活動することができるようになります。

改正内容は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑、意見等】

教 育 長　これから安全計画を作っていくということですか。

青少年課長　そうです。これから作ることとなります。

*議案第12号　ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第13号　ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について

青少年課長 本要綱は、市が行う児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に関して必要な事項を定めています。今回の改正につきましては、今年度試験的に夏季休業日に実施した開始時間15分前倒しについて、継続の要望が利用者から多数寄せられたことから、令和5年度の夏季休業日から、学年始、夏季、冬季及び学年末休業日につきまして開設時間を7時45分に変更するとともに、「雇用証明書」の押印廃止や「入会申込書」及び「雇用証明書」様式の一部見直しをしようとするものです。

改正の詳細につきましては、6ページから8ページまでの新旧対照表をご覧ください。まず、第4条第1項第2号「ア 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日」を新たに第2号として抜き出し、開設時間を午前7時45分から午後6時までとするともに、「ウ 創立記念日」については、令和5年度から休業日ではなくなることから削除いたします。これに伴い、これまでの第2号は第3号となります。次に、様式第1号「学童クラブ入会申込書」につきましては、利用区分を利用曜日とし、長期休業日の項目を削除するとともに、フリガナや市使用欄の項目を追加いたします。さらに、様式第2号「雇用証明書」につきましては、押印を廃止し、記入者氏名欄を追加するとともに、雇用形態の項目の内、パートとアルバイトを統合いたします。

改正内容は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第13号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定については、全員一致で可決されました。

議案第14号 ひたちなか市立の学校の学校歯科医の委嘱について

教 育 長 本案件は人事案件のため、非公開にしたいと思います。

非公開とするときは、討論を行わないでその可否を決定しなければならないとされておりますので、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員が挙手)

賛成の方が出席委員の3分の2を超えていますので、非公開といたします。

す。

*議案第14号 ひたちなか市立の学校の学校歯科医の委嘱については、全員一致で可決されました。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 16:45